

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況（平成29年）

1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		4,295	3,607 (84.0%)	2,595 (60.4%)	888 (20.7%)	201 (4.7%)
バス		276	231 (83.7%)	131 (47.5%)	62 (22.5%)	17 (6.2%)
ハイヤー・ タクシー		391	347 (88.7%)	196 (50.1%)	120 (30.7%)	14 (3.6%)
その他		474	379 (80.0%)	240 (50.6%)	101 (21.3%)	16 (3.4%)
合計		5,436	4,564 (84.0%)	3,162 (58.2%)	1,171 (21.5%)	248 (4.6%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

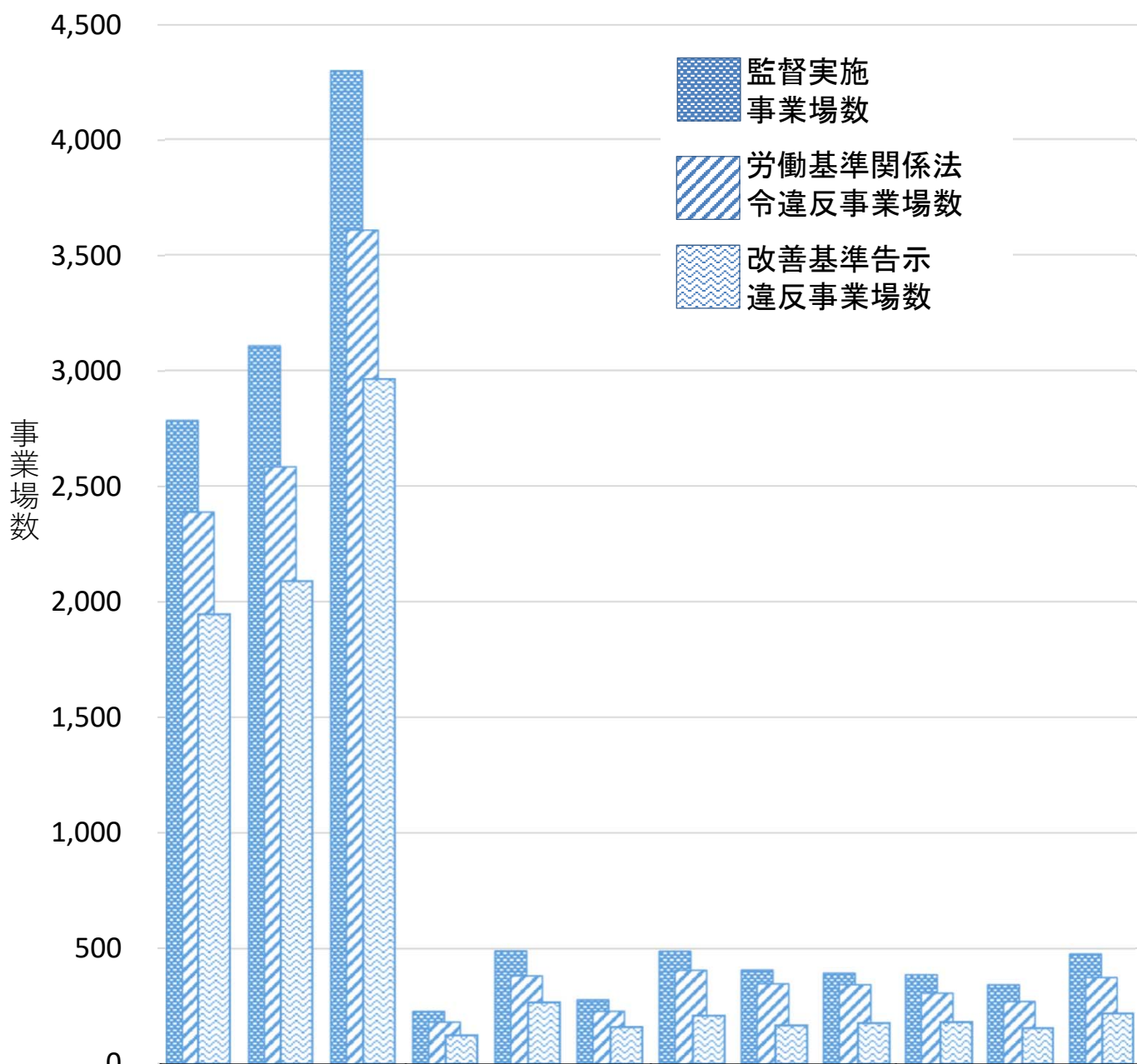
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック		4,295	2,963 (69.0%)	2,274 (52.9%)	2,053 (47.8%)	1,674 (39.0%)	1,271 (29.6%)	828 (19.3%)
バス		276	159 (57.6%)	99 (35.9%)	102 (37.0%)	45 (16.3%)	34 (12.3%)	28 (10.1%)
ハイヤー・ タクシー		391	176 (45.0%)	137 (35.0%)	96 (24.6%)	30 (7.7%)	—	—
その他		474	218 (46.0%)	157 (33.1%)	139 (29.3%)	101 (21.3%)	91 (19.2%)	37 (7.8%)
合計		5,436	3,516 (64.7%)	2,667 (49.1%)	2,390 (44.0%)	1,850 (34.0%)	1,396 (25.7%)	893 (16.4%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

(3) 平成27年から平成29年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			タクシー・ハイヤー			その他		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年
監督実施事業場数	2,783	3,105	4,295	226	487	276	486	405	391	384	341	474
労働基準関係法令違反事業場数	2,390	2,585	3,607	184	386	231	410	351	347	310	274	379
改善基準告示違反事業場数	1,944	2,088	2,963	123	265	159	208	166	176	180	154	218

(4) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例1（トラック）

長時間労働が行われているとの地方運輸機関からの通報を端緒に、運送会社に対して監督指導を実施

概要

- 運転者について、1日の拘束時間が最長18時間、1か月の総拘束時間が最長320時間となっており、また、1か月あたり130時間を超える時間外労働の実態が認められる。
- 深夜労働時間数を把握しておらず、深夜労働に対する割増賃金が支払われていない。

指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間及び1か月の総拘束時間が293時間を超えていることについて是正を指導した。

指導事項

改善基準告示違反（1日及び1か月の拘束時間）

- 3 実際の深夜労働に対して不足していた割増賃金を、法定の割増率（25%）以上で計算して支払うよう是正を指導した。

指導事項

労働基準法第37条第4項違反（深夜の割増賃金）

指導後の会社の取組

- 取引先と交渉し、集荷・配送ルートを見直したことにより、運転者の労働時間を削減することができ、事業場に所属するすべての労働者について、時間外労働が36協定の限度時間以内となった。
- 拘束時間が長くなる要因を分析した結果、荷主側の荷の積込準備時間が長く、手待ち時間が多いことが判明したことから、交代制により当該手待ち時間に対応することとした結果、1人あたりの拘束時間が改善基準告示の範囲内となった。
- 深夜労働時間を計算し、深夜労働に対する割増賃金を支払うようにした。

(参考) トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以下（労使協定締結の場合、320時間以下）

1日の最大拘束時間：13時間以下を基本とし、延長する場合であっても16時間以下

休息期間：継続8時間以上

事例2（バス）

高速路線バスを運行する事業場に対して監督指導を実施

概要

- 運転者について、1日の拘束時間が最長18時間程度に達しており、中には、休息期間が6時間程度となっている者や連続運転時間が4時間を超える者も認められ、また、1か月あたり最長115時間程度の時間外労働の実態が認められる。
- 事業場には、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施方法等が整備されていない。

指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間を超えていること、勤務終了後に連続8時間以上の休息期間を与えていないこと、また、連続運転時間が4時間を超えていることについて是正を指導した。

指導事項

改善基準告示違反（1日の拘束時間、休息期間、連続運転時間）

- 3 労働安全衛生法66条の8に定める長時間労働者に対する医師による面接指導について、面接対象となる時間外労働時間数や面接の申込方法などを定め、労働者に対して周知を行うよう指導した。

指導事項

長時間労働者に対する医師による面接指導

指導後の会社の取組

- 運転者を新規に雇い、増員することにより、1人当たりの労働時間の削減を行うとともに、運行路線の見直しを行った結果、時間外労働が36協定の限度時間以内、1日の拘束時間が16時間以下となった。
- 配車など運行管理について見直しを行った結果、休息期間、連続運転時間が改善基準告示の範囲内となった。
- 1か月の時間外・休日労働が80時間を超えた労働者を面接指導の対象とすることにし、申込み用紙を作成するなど申込み方法についても具体的に定め、社内に周知した。

（参考）バス運転者に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間

：原則65時間以下（労使協定締結の場合、71.5時間以下）

1日の最大拘束時間：13時間以下を基本とし、延長する場合であっても16時間以下

連続運転時間：4時間以下

休日労働：2週間について1回以内

休息期間：継続8時間以上

事例3 (タクシー)

累進歩合制度を導入しているタクシー会社に対して監督指導を実施

概要

- 運転者の賃金について、運賃収入に応じて段階的に支給割合が上がる、いわゆる「累進歩合給」により全額が支払われている。
- 事業場では、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）が実施されていない。

指導内容

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

指導事項

累進歩合制度の廃止

- 2 1年以内ごとに1回、定期的に、医師等によるストレスチェックを行っていなかったため、是正を指導した。

指導事項

労働安全衛生法第66条の10違反（心理的な負担の程度を把握するための検査）

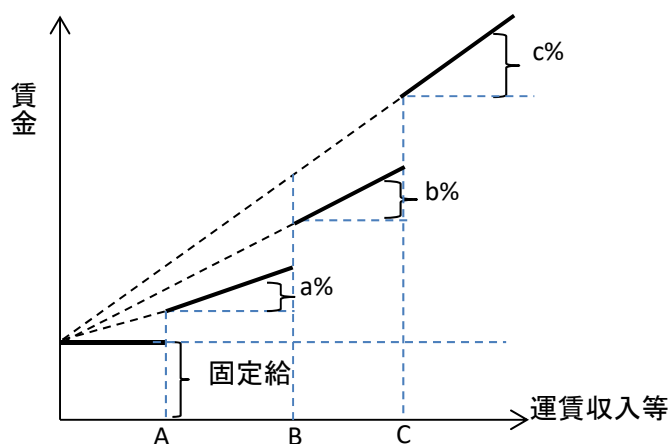
指導後の会社の取組

- 会社側と労働組合で協議し、累進歩合制度を廃止し、運転者の賃金は固定給及び歩合給とする新たな賃金制度を導入した。
- 産業医と相談し、ストレスチェックを実施の上、労働基準監督署に実施結果を報告した。

(参考)

○ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとし、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。



○ 運賃収入等がA以下の場合
賃金＝固定給

○ 運賃収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率a%

○ 運賃収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率b%

○ 運賃収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率c%
($a < b < c$)

○ タクシー運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則299時間以内

(車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322時間以内)

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内

休息期間：継続8時間以上

休日労働：2週間について1回以内

2 送検状況

(1) 労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。

業種 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年
トラック	52	54	50
バス	1	2	2
ハイヤー・タクシー	4	5	6
その他	3	7	3
合計	60	68	61

(2) 労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

事例1（トラック）

大型トレーラーによる死亡事故を発生させた事業場において、事故車両の運転者等に違法な長時間労働を行わせていたため送検

捜査経過

- 積荷を搬送中の大型トレーラーが、一般道を走行中に大型トラックに追突し、大型トラックの運転者を死亡させる事故が発生した。
- 大型トレーラーの運転者が所属する事業場に立ち入り、この運転者の事故直前の就労状況等を確認した結果、この運転者を含む運転者4名について、36協定の限度時間を超え、1日あたり最大10時間程度の違法な時間外労働を相当期間行わせていたことが判明した。
- また、この事業場は、過去の監督指導においても、違法な長時間労働については是正指導を受けており、同様の法違反を繰り返し発生させていたことから、悪質と判断し、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び代表取締役
36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）

事例2（タクシー）

地方運輸機関との合同監督・監査時に、違法な休日労働を隠ぺいする目的で、労働基準監督官に虚偽の運転日報を提出するなどしたため送検

捜査経過

- 地方運輸機関の検査官と合同で立入調査を行った際、事業場から提出された運転日報について、一部の記録に改ざんの疑いが認められた。
- さらに詳しく調べた結果、複数の運転者について、実際に勤務した休日の運転日報を、すでに退職した運転者が勤務したように見せかける改ざんが多数認められ、点呼簿にも同様の改ざんが認められたことから、捜査に着手した。
- 捜査の結果、代表取締役自らが、長年にわたり、多数の運転者について、違法な休日労働を隠ぺいする目的で組織的な改ざんを行わせていたことが判明したことから、悪質と判断し、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び代表取締役
虚偽の記載をした帳簿を提出し、臨検監督を妨げたこと。

違反条文

労働基準法第120条（虚偽陳述等の罰則）

事例3（トラック）

トラック運転者に精神疾患を発症させた事業場において、この運転者等に違法な長時間労働を行わせていたため送検

捜査経過

- トラック運転者から長時間労働により精神疾患を発症したとする労災請求が行われた。
- この事業場では、過去の監督指導においても、違法な長時間労働については是正指導を受けていたが、本件請求を受けて事業場に立ち入り、就労状況を確認した結果、労災請求を行った運転者を含む運転者3名について、36協定の限度時間を超え、最大140時間程度の違法な時間外労働を行わせていたことが判明したため、悪質と判断し、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び営業所長
36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年
労働基準監督機関から通報した件数	821	867	1,133
労働基準監督機関が通報を受けた件数	376	351	519

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

※開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成18年度）
トラック事業場及びバス事業場（平成20年度）

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

業種 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年
トラック	106	90	110
バス	17	130※	16
ハイヤー・タクシー	55	52	60
合計	178	272	186

※平成28年2月、3月を中心に、ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する緊急の集中監督指導を実施。実施結果：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122572.html>